

## 公益財団法人栃木県民公園福祉協会の評議員に対する報酬等の支給の基準に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県民公園福祉協会（以下「協会」という。）定款第13条の規定に基づき、評議員に係る報酬等（報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 評議員の報酬は日額とし、1日につき10,000円とする。

2 報酬の支給は、銀行振込又は現金支給の方法によることとし、評議員会の招集に応じて出席した場合にその都度支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、栃木県から給与を支給されている評議員である栃木県職員には報酬を支給しないものとする。

### (報酬以外の報酬等)

第3条 評議員には第2条に定める報酬以外は支給しない。

### (補則)

第4条 この規程に定めるもののほか評議員の報酬等の支給の基準に関し必要な事項は、評議員会において定める。

### 附 則

1 この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。